

附属書三（第三章関係） 原産地証明書の必要的記載事項

- 1 輸出者の氏名又は名称、住所及び国名
- 2 輸入者の氏名又は名称、住所及び国名
- 3 証明番号
- 4 産品の原産国
- 5 仕入書の番号及び日付
- 6 輸送手段の詳細（判明している場合）
- 7 統一システムの関税分類番号
- 8 記号、番号、包装の個数及び種類並びに品名
- 9 数量（単位）
- 10 特恵の基準
- 11 その他の事項（例えば、僅少^{きん}の非原産材料、累積に係る規定の適用）

12 輸出者の申告

13 証明

14 統一システムの第五〇類から第六三類までの各類の産品については、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料、当該他方の締約国又は当該第三国において行われた工程又は作業及び当該他方の締約国又は当該第三国の国名（当該材料が当該産品の生産に使用された場合に限る。）